

# 滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援金 申請要領

## 1 支援金の目的

特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を対象として、エネルギー価格高騰に伴う負担軽減のための支援を行う。

## 2 申請要件

### (1) 給付対象者

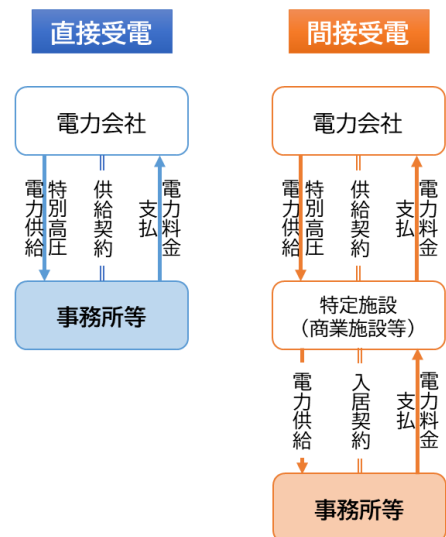
次のアまたはイのいずれかに該当し、かつウからオのすべてを満たす方。

※ 特別高圧電力の電気料金の負担軽減を目的に、同じ期間を支援対象として滋賀県が実施する他の支援事業で給付を受ける方は、本事業に申請して給付を受けることはできません。

※ 供給を受けた特別高圧電力のうち、電気事業（発電事業、送配電事業等）に使用する電力は支援の対象外です。

ア 滋賀県内に事務所または事業所を有し、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている方で、自身が負担している電気料金が高騰している方。（以下、「直接受電事業者」という。）

イ 小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている滋賀県内の商業施設等の施設（以下「特定施設」という。）内に事務所または事業所を有し、当該特定施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けている方で、自身が負担している電気料金が高騰している方。（以下、「間接受電事業者」という。）



ウ 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、別表1に準じ各要件を満たす方。

エ 次のいずれにも該当しないこと。（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 給付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者

オ 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国および地方公共団体
- ② 国および地方公共団体の施設を管理・運営する者
- ③ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ⑤ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑦ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

## (2) 申請にあたっての誓約事項

- ① 給付申請兼請求書および関係書類の内容に偽りがないこと。また本支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて原本と相違がないこと。
- ② 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容を確認するために求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還すること。
- ③ 本支援金の交付にあたり、事務局(長)が必要と認める書類の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ④ 本支援金について県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況等の情報を、各市町に提供することについて同意すること。
- ⑤ 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当しないこと。

## 3 給付内容

### (1) 給付対象期間

令和7年7月分から令和7年9月分および令和8年1月分から令和8年3月分

※ 小売電気事業者等が発行する検針票、または特定施設の管理者等が発行する明細書等に「○月分」と記載された期間が上記期間に該当する場合、当該使用分を対象とします。

※ 検針票等に「〇月分」の記載がない場合は、検針票等に記載された期間の初日の属する月により判断します。(例：7/20～8/19の使用分＝7月分)

## (2) 給付額

給付対象期間各月の電力使用量に、下記の給付単価を乗じた金額を給付します。

<給付単価>

令和7年7、9月分	令和7年8月分	令和8年1、2月分	令和8年3月分
1 kWhにつき1.0円	1 kWhにつき1.2円	1 kWhにつき2.3円	1 kWhにつき0.8円

商業施設内の店舗等で、メーターが無い等の理由で電力使用量(kWh)が把握できない場合は、店舗等の面積に下記の給付面積単価を乗じた金額を支給します。

<給付面積単価>

業種	令和7年 7、9月分	令和7年 8月分	令和8年 1、2月分	令和8年 3月分
飲食業※	1㎡につき 46.9円/月	1㎡につき 56.3円/月	1㎡につき 107.8円	1㎡につき 37.5円/月
飲食業以外の店舗等 (小売・サービス業)	1㎡につき 9.5円/月	1㎡につき 11.4円/月	1㎡につき 21.9円/月	1㎡につき 7.6円/月

※飲食業の単価は、食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店営業または喫茶店営業)を受けている店舗等に適用します。(自動販売機を除く。)

※上記の単価を用いて計算し、端数処理を行ったものを各期の給付額とします。

## 4 申請手続き等

### (1) 申請受付期間

<直接受電事業者および間接受電事業者>

支援対象期間 直接受電第9期(間接受電第8期)[令和7年7～9月分]

申請期間 令和7年10月14日(火)～11月25日(火)

支援対象期間 直接受電第10期(間接受電第9期)[令和8年1～3月分]

申請期間 令和8年4月20日(月)～6月1日(月)

### (2) 申請受付方法

オンライン申請を原則とします。(オンライン申請が困難な場合は、郵送申請も受け付けます。)

<オンライン申請(URL)>

<https://k-jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu>

<郵送申請（書類送付先）>

〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1 エルティ932 フルキャスト草津営業課内  
滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局 あて

※ 表面に「申請書類在中」、裏面に「差出人の住所」および「氏名」をご記入ください。

※ 提出書類は簡易書留で郵送してください。（1）の各受付期間末日の消印有効です。（持参での提出は受け付けておりません。）

※ 提出された書類は返却いたしませんので、写し等は各自で予め保存ください。

(3) 提出書類

※ 下記以外の事項や、その他の添付書類の提出を追加で求める場合があります。

<直接受電事業者>

事項種別	申請事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請事業者名</li> <li>・ 申請事業者所在地</li> <li>・ 代表者情報（役職、氏名）</li> <li>・ 担当者氏名、連絡先 （電話番号、メールアドレス）</li> <li>・ 屋号 ※個人事業主の場合</li> <li>・ 業種</li> <li>・ 資本金、従業員数 ※法人の場合</li> <li>・ 振込先口座情報</li> <li>・ 誓約事項</li> <li>・ 使用場所情報 （県内で特別高圧電力の供給を受けている事業所等の名称および所在地）</li> <li>・ 特別高圧電力の電力使用量(kWh)</li> <li>・ 支援金給付申請額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先口座の通帳の写し</li> <li>・ 電力会社との契約書（※1） （特別高圧電力の供給を受けていることが分かる書類）</li> <li>・ 電力使用明細書または電力料金請求書 （電力使用量の記載がある書類）</li> </ul> <p>※以下、法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履歴事項全部証明書（※2） （発行から3か月以内のもの）</li> <li>・ 法人事業概況説明書（決算書）（※3） （従業員数が分かる書類）</li> </ul> <p>※以下、個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類（代表者分）</li> <li>・ 直近の確定申告書または開業届</li> </ul>

<間接受電事業者>

事項種別	申請事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請事業者名</li> <li>・ 申請事業者所在地</li> <li>・ 代表者情報（役職、氏名）</li> <li>・ 担当者氏名、連絡先 （電話番号、メールアドレス）</li> <li>・ 屋号 ※個人事業主の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先口座の通帳の写し</li> <li>・ 特定施設との賃貸借契約書（※4） （特定施設へ入居していることが分かる書類）</li> <li>・ 特定施設と電力会社との契約書（※5） （入居中の特定施設が特別高圧電力の</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種</li> <li>・資本金、従業員数 ※法人の場合</li> <li>・振込先口座情報</li> <li>・誓約事項</li> <li>・使用場所情報 (県内で特別高圧電力の供給を受けている事業所等の名称および所在地)</li> <li>・特別高圧電力の電力使用量(kWh)</li> <li>・支援金給付申請額</li> <li>・特定施設の名称、管理者名</li> </ul>	<p>供給を受けていることを示す書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力使用明細書または電力料金請求書 (電力使用量の記載がある書類)</li> </ul> <p>※以下、法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書(※2) (発行から3か月以内のもの)</li> <li>・法人事業概況説明書(決算書)(※3) (従業員数が分かる書類)</li> </ul> <p>※以下、個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(代表者分)</li> <li>・直近の確定申告書または開業届</li> </ul>
--	---	---

- ※1 ・ 2回目以降の申請時の提出…省略可
- ・ 契約書の提出が困難な場合は、以下の①～④が全て記載された他の書類で代替可
    - ①特別高圧電力を受電していること
    - ②契約者
    - ③供給場所
    - ④契約(利用)期間
- ※2 ・ 2回目以降の申請時の提出
- 過去に提出した履歴事項全部証明書に記載の資本金に変更がある場合…省略不可
  - 過去に提出した履歴事項全部証明書に記載の資本金に変更が無い場合…省略可
- ※3 ・ 2回目以降の申請時の提出
- 過去に提出した法人事業概況説明書(決算書)に記載の従業員数に変更がある場合…省略不可
  - 過去に提出した法人事業概況説明書(決算書)に記載の従業員数に変更が無い場合…省略可
- ※4 ・ 2回目以降の申請時の提出
- 過去に提出した賃貸借契約書の契約期間に、申請する対象期間の全部が含まれる場合…省略可
  - 過去に提出した賃貸借契約書の契約期間に、申請する対象期間の一部または全部が含まれない場合…省略不可
  - ・ 賃貸借契約が自動更新され、自動更新後の契約書が作成されない場合等、やむを得ず、給付対象期間を契約期間に含む賃貸借契約書の提出が困難な場合は、①または②を提出すること
    - ①申請者が入居することを示す商業施設等のショップリスト(入居テナント一覧)のスクリーンショット等(撮影日およびホームページURLを明示すること)
    - ②給付対象期間に申請者が入居していたことを示す「入居証明書」(商業施設等が申請者(テ

ナント) あてに発行したもの)

※5 ・特定施設から事務局へ直接提出する場合、申請者から事務局への提出…省略可

#### (4) 問合せ先

本支援金の申請等に関する疑問や手続きへの対応のため、お問い合わせ窓口を開設しています。  
また、よくあるお問合せをホームページにQ&Aとして掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

<お問合せ窓口（滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局）>

電 話 050-1754-8325（受付時間 9：30～17：00、土日祝日除く）※4月13日(月)から受付開始

メール [shiga-tokubetsukouatsu@jimukyoku-public.jp](mailto:shiga-tokubetsukouatsu@jimukyoku-public.jp)

<ホームページ>

<https://k-jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu>

別表1：中小企業基本法に定める中小企業者

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員
A 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（B～Dを除く）	3億円以下	300人以下
B 卸売業	1億円以下	100人以下
C サービス業	5,000万円以下	100人以下
D 小売業	5,000万円以下	50人以下

注）本事業では、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします。

- ・ 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- ・ 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- ・ 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
  - ・ 日々雇い入れられる方、2か月以内の期間を定めて雇用される方、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される方（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている方は「常時使用する従業員」に含む。）
  - ・ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い方

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

附 則

この申請要領は、令和7年9月26日から施行する。

附 則

この申請要領は、令和8年3月6日から施行する。